

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 令和7年（以下同じ）4月1日午後8時頃、M県S市A区K町内を巡回していたS中央警察署の警察官Pらは、同町内の路上において、頭部から血を流して倒れているVを発見した。Pらは直ちに119番通報を行い、VはL病院に搬送されたが、同日午後11時30分頃、Vは同病院において死亡した。

Pらは、Vが倒れていた道路の状況やVの死体解剖の結果等から、轢き逃げ事件である可能性が高いと考え、捜査を進めたが、間もなく、Vに1億円の生命保険が掛けられており、その受取人がVの妻Xになっている事実が判明したことなどから、Xが保険金を詐取する目的でVを殺害した可能性が浮かび上がった。

6月1日、Xは、殺人罪の被疑事実により逮捕され、6月4日、同事実により勾留された。Xは、逮捕・勾留中の取調べに際し、終始一貫して、「私は夫を殺していない。私は、4月1日の午後4時頃から翌日の午前8時過ぎ頃までの間、S市T区N町の自宅におり、その間、1度も外出していない。」等と述べてアリバイを主張し、犯人性を否認した。

- 2 他方、Pらによる聞き込み捜査の結果、Xが、以前から通っている美容院の従業員Wと継続的な不倫関係にあるとの情報を得たことから、6月9日、検察官は、Wに対する事情聴取を行った。

この事情聴取に際し、Wは、「Xは、私が勤めている美容院の常連客です。Xとは、月に3、4回、店の外でも会っていました。4月4日、Xとデートしていたとき、Xがいつになく嬉しそうにしているので、何か良いことでもあったのかと聞いたところ、Xは、『ここだけの話、実は、3日前、夫を轢き殺した。歩いている夫の背後から、60キロくらいのスピードで、車を激突させてやった。』と言いました。私は、これを聞いて怖くなり、美容院の店長と相談して、Xを出入り禁止にしました。それ以来、Xとは1度も会っていません。」等と供述した。

このようなWの供述は、供述調書（以下、「W調書」という）に録取され、Wが署名・押印した。その後、6月12日に至り、Wは、交通事故により死亡した。

- 3 6月23日、Xは、「被告人は、夫V（当時44歳）を被保険者とし、被告人を保険金受取人とする死亡保険金1億円の生命保険契約を締結していたことから、Vを殺害し、同人が交通事故で死亡したように装って、生命保険金を詐取しようと企て、令

2026（令和8）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

和7年4月1日午後7時30分頃、M県S市A区K町〔番地等略〕先路上において、帰宅途中のVに対し、その背後から、殺意をもって、自己が運転する普通乗用自動車を時速約60キロメートルでVの背部に激突させて同人を同車のボンネットに跳ね上げた上、路上に転倒させ、よって、同日午後11時30分頃、同区I町〔番地等略〕所在のL病院において、同人を脳挫傷により死亡させ、殺害したものである。」という殺人罪の訴因により起訴された。

公判前整理手続において、Xは、捜査段階と同様に、「私は夫を殺していない。私は、4月1日の午後4時頃から翌日の午前8時過ぎ頃までの間、S市T区N町の自宅におり、その間、1度も外出していない。」等と述べてアリバイを主張し、犯人性を否認した。

これを受け、検察官は、「Xの犯人性」を立証趣旨として、W調書の証拠調べを請求した。これに対し、弁護人は、「不同意」との証拠意見を表明した。

【設問】

W調書のうち、Xの供述（「ここだけの話、実は、3日前、夫を轢き殺した。歩いている夫の背後から、60キロくらいのスピードで、車を激突させてやった。」）に係る部分の証拠能力について論じなさい。